

堺市監査委員公表第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月10日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市霊園及び堺市立霊堂)	
監査実施期間	令和7年8月1日～令和7年12月22日	
措置を講じた部局等	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所 指定管理者：株式会社オフィス SKG	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 協定書について</p> <p>(1) 令和6年3月に締結した協定の仕様書において、堺市霊園の総面積は489,000㎡と記載されており、そのうち約15,000㎡の道路部分について、指定管理者が植栽帯及び植栽樹の維持管理を行うこととなっていた。</p> <p>しかし、令和7年度から市が植栽帯及び植栽樹の維持管理業務を担うこととなり、当該区域は指定管理業務の対象から除外されたにもかかわらず、市は指定管理者に対して口頭での報告にとどまり、書面による変更手続を行っていなかった。また、指定管理料の精査を含めた契約条件の見直しも実施していなかった。</p>	<p>令和7年度から当該植栽帯及び植栽樹の維持管理業務が、指定管理業務の対象から除外になると市から口頭説明を受けていましたが、書面で記録を残していませんでした。</p> <p>御指摘を受け、今後は市と協議を行った際は、書面で記録を残すよう徹底します。</p> <p>当時は指定管理者に口頭でのみ伝えており、書面で記録は残していませんでした。また、書面での変更手続が必要であることを認識していませんでした。</p> <p>御指摘を受け、令和8年1月28日付けで基本協定書及び年度協定書において、当該区域から除外した業務についての記載等を修正し、指定管理料から除外した業務に係る費用を減額しました。</p> <p>今後は、基本協定書の内容について再度確認を行い、十分に把握した上で、必要な変更手続は書面で確実に行うよう徹底し、再発を防止します。</p>	<p>指定管理者</p> <p>泉ヶ丘公園事務所</p>

<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は事業報告書に収支状況を記載することとされている。</p> <p>しかし、自主事業として設置している自動販売機に係る電気代について、子メーターの計量値の転記誤りにより、指定管理業務の費用が過大に計上されていた。</p> <p>[事業報告書の収支状況について（意見）]</p>	<p>自動販売機に係る電気代の計算に際しては、付設の電気メーターに表示されている電気使用料の数値を用いて案分計算を行っていますが、使用料の転記を誤ったことにより、自主事業収支報告におけるその他経費の金額と収支状況報告書における光熱水費の金額に誤りが生じました。</p> <p>御指摘を受け、修正後の令和6年度収支報告書及び令和6年度自主事業収支報告書を令和7年9月16日に市に提出しました。</p> <p>今後は、現地担当者が電気メーターの数値を計測し、写真を添付した資料を作成して本社へ送付します。その後、本社の経理担当者がその資料を根拠として、指定管理業務と自主事業の案分計算を行い、正確な光熱水費を算出します。</p> <p>御指摘を受け、令和7年9月16日に指定管理者から修正後の令和6年度収支報告書及び令和6年度自主事業収支報告書の提出を受けました。</p> <p>このことについて、同様の事案が発生しないよう指導します。</p>	<p>指定管理者</p> <p>泉ヶ丘公園事務所</p>
---	--	------------------------------

<p>基本協定書において、指定管理者は事業報告書に収支状況を記載することとされている。</p> <p>しかし、指定管理業務の収支状況において、収入・支出の総合計金額、収支差額及び予算額の記載がなく、収支状況及び予算額との比較を容易に行うことが困難であった。</p> <p>これらの情報は、指定管理業務における収支全体や運営の状況を把握するための重要な情報であること、また、事業報告書は公表され、市民等が参照することからも、これらの情報が事業報告書に記載されていることが望ましい。以上のことから、市及び指定管理者において協議し、収支状況に収入・支出の総合計金額、収支差額及び予算額を記載されたい。</p>	<p>市との間で事業報告書の収支報告書に記載する詳細についての協議ができていませんでした。</p> <p>御意見を受け、市と収支報告書の記載内容について協議し、令和7年9月16日に予算額との差額等を記載した令和6年度収支報告書を提出しました。</p> <p>指定管理者との間で事業報告書の収支報告書に記載する内容の協議ができていませんでした。</p> <p>御意見を受け、指定管理者と収支報告書に記載する内容を協議し、令和7年9月16日に修正後の令和6年度収支報告書の提出を受けました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>泉ヶ丘公園事務所</p>
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、市が特に承認する場合を除き、業務の一部を委託した第三者から更に再委任し、又は再請負をさせてはならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、自動扉の保守管理業務について、更なる再委託の承認申請を行っていないにもかかわらず、当該委託先から更なる再委託が行われていた。</p> <p>また、指定管理者が当該委託先と締結した契約書には、再委託を可能とする記載があった。</p>	<p>第三者への業務委託を行った自動扉開閉装置保守管理業務について、自動扉の点検や調整作業など業務の一部を更に専門業者へ再委託を行い履行していましたが、事前に市に一部再委託承認申請書を提出することを失念していました。</p> <p>当該業務について、令和7年9月12日に市に一部再委託承認申請書を提出し、令和7年9月26日に承認を受けました。</p> <p>御指摘を受け、保守管理業務契約において、再委託を禁止する旨を定めた上で、再委託の事</p>	<p>指定管理者</p>

<p>(2) 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならないが、貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならないとされている。しかし、堺市霊園及び堺市立霊堂において、市から貸与された備品であるチェーンソー及び発電機について備品票が貼付されていなかった。</p>	<p>前承認がある場合にはこの限りでないことを明記した覚書を第三者委託業者と締結しました。</p> <p>今回のように第三者委託した業者から更に再委託を行う必要がある場合は、事前に市に申請することとします。</p> <p>御指摘を受け、当該業務について、市に再委託の申請が行われていなかったため、指定管理者に対して一部再委託承認申請書の提出と第三者委託した業務に再委託の必要がある場合は、市に事前の承認を求めるよう指導しました。その後、令和7年9月12日に指定管理者から一部再委託承認申請書の提出があり、令和7年9月26日に承認書を交付しました。</p> <p>今後は、指定管理者による委託業務が適正に行われるように確認及び指導を徹底します。</p> <p>チェーンソー及び発電機の備品票については、備品点検時に貼付を確認していたものの、その後に剥がれてしまいました。</p> <p>御指摘を受け、備品票の貼付について市と協議し、剥がれやすいものには備品本体に直接番号を記載することとしました。</p> <p>今後は、備品票の貼付状況を含め、年2回現物確認を行い、備品の適正管理を徹底します。</p>	<p>泉ヶ丘公園事務所</p> <p>指定管理者</p>
--	--	------------------------------

	<p>チェーンソー及び発電機の備品票については、備品点検時に貼付を確認していたものの、その後に剥がれてしまいました。</p> <p>御指摘を受け、備品票が屋外作業使用時に剥がれる可能性を考慮し、備品本体に備品番号を直接記載しました。</p> <p>今後は、指定管理者と連携し、備品管理が適正に行われているか年2回現物確認を行い、再発防止に努めます。</p>	泉ヶ丘公園事務所
--	--	----------